

**令和5年度
幸田町介護老人保健施設整備事業者募集要項**

**令和5年9月
幸田町 健康福祉部 福祉課**

目次

1	公募の趣旨	1
(1)	選定の考え方	1
2	募集概要	
(1)	募集事業	1
(2)	募集地域（施設整備予定地）	1
(3)	開設時期	2
3	応募事業者の資格要件	2
4	応募要件	2
5	事業者選定等の手続について	3
(1)	要項配付及び公表について	3
(2)	本募集要項等に関する質疑応答	3
(3)	事前申出書の提出	3
(4)	受付期間	4
(5)	選定及び結果通知等について	4
6	応募に当たっての留意事項について	4
7	応募書類及び添付書類	5
(1)	応募書類様式	5
(2)	添付書類	5
8	その他	6
(1)	応募提出書類の留意点について	6
9	募集に係るスケジュール	7
10	お問合せ先	7
別紙1	介護老人保健施設整備予定事業者募集に係る質問書	8
別紙2	介護老人保健施設整備予定事業者募集に係る事前申出書	9
別紙3	応募書類及び添付書類一覧表	10
	整備予定地位置図	12
	造成計画図案	13

1 公募の趣旨

町では、「第8期 幸田町高齢者福祉計画および介護保険事業計画（令和3～5年度）」に基づき、介護サービスの基盤整備を進めています。

当該計画では、100床の介護老人保健施設を町内に整備着手することとしており、施設整備を希望する医療法人又は社会福祉法人（設立予定のものを含むこととし、以下「応募事業者」という。）を募集するため、本募集要項を定めるものです。

(1) 選定の考え方

ア 幸田町の高齢者福祉計画および介護保険事業計画に沿っていると同時に、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰・健康保持を目指す事業を運営することができる応募事業者を選定するものとします。

イ 法人の役員等が介護に対して熱意と知識・経験を有し、健全な法人及び施設運営が確実な事業計画の応募事業者を選定するものとします。

ウ 本整備に係る費用については、幸田町からの補助金等はありません。また、施設の開設準備に要する経費については、国の地域介護福祉空間整備推進交付金を活用することができる可能性があります（愛知県の実施事業）ので、御確認ください。ただし、現時点で確約されたものではありませんので、資金計画は全て自己資金（融資等含む。）により作成してください。

エ 町の地域包括ケアシステム構築に参画くださいますようお願いいたします。

オ 町が藤田医科大学と締結する「藤田医科大学と幸田町との連携と協力に関する協定書」に賛同くださいますようお願いいたします。

カ 地域に根付く法人・施設として、地域貢献等に関する取組や施設整備、指定福祉避難所の協定締結等に御配慮ください。

2 募集概要

(1) 募集施設

施設の種類	介護老人保健施設	
募集施設規模	新設 100床	居室形態は従来型（多床数）又はユニット型のいずれかとする。
併設事業	通所（又は訪問）リハビリテーション、短期入所療養介護（ショートステイ）	

(2) 募集地域（施設整備予定地）

ア 事業計画の対象は、幸田町全域を含めた、西三河南部東圏域とします。

イ 事業予定地は、町が示す「長嶺北部地区福祉医療ゾーン（幸田町大字長嶺字北山、赤井沢、中ノ坪、神戸、相平一帯）」の一部で、町が指定する用地とします。（場所については、整備予定地位置図（12ページ）及び造成計画図案（13ページ）を参照）

ウ 事業予定地は、市街化調整区域のため、施設整備の計画が愛知県開発審査会基準第13号を満たしていることを確認します。

エ 都市計画法、建築基準法、農地法等の関連する法令等の基準を満たしていることを確認します。また、事業予定地で計画する建物が建築可能かどうか、事前に関係機関に確認してください。

オ 施設整備に当たり、愛知県への開発許可申請は、決定事業者が申請します。ただし、用地の造成に関する設計及び工事並びに接道整備工事は、町が実施し、建物の建築工事は、決定事業者が実施してください。

カ 都市計画法、建築基準法及び農地法に関する手続については、決定事業者と町が連携して進めることとします。

(3) 開設時期

令和10年度末までにサービス提供を開始できることとします。なお、事業の進捗状況、施設の規模等を考慮し、合理的な範囲内で開設時期の延期を認める場合があります。

3 応募事業者の資格要件

応募事業者は、以下の資格要件を全て満たすことが必要となります。

- (1) 法人の代表者、役員及び施設の長が介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第3項の各号に該当しないこと。
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人又は社会福祉法第22条（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人であること。（設立予定の場合は、別途御相談ください。）
- (3) 消費税、地方消費税、法人税、法人町民税、所得税の額に滞納がなく、過去2年において滞納処分等を受けたことがないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。また、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定において該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人並びに同条第6号に掲げる暴力団員が当該団体の役員等をしている法人でないこと。

4 応募要件

- (1) 関係法令に基づき、介護老人保健施設の指定に係る人員・設備・運営基準等を全て満たし、原則として令和10年度内において施設整備の完了が見込まれる計画であること。
- (2) 優れた事業計画案の提案と、選定された事業計画を確実に実行していただくため、1応募事業者につき1計画に限るものとします。
- (3) 上記「2、(2)、イ」にて、事業予定地（町有地）を指定しています。土地の利用方法（開発時に購入、開設から10年以内の無償貸与後に購入）について、事業計画案の中で必ず提案してください。

※事業予定地は、令和5年度中に幸田町が各地権者から土地を買収し、町有地となる予定です。土地の購入価額は、固定資産税評価額の1.0倍とする予定ですので、それを踏まえた提案としてください。

※介護老人保健施設を運営する敷地内に、将来的に向けてより効果的な取組や利用者やその家族、地域住民・多世代との交流等に配慮したスペース等の提案がある場合は、その内容についても記載してください。

- (4) 新たに法人を設立する場合は、法人設立に必要な条件を事業計画と整合する時期までに整えられること。

(5) 確実な事業実施と運営を行うために、事業に対する知識と経験を有すること。また、十分な経営基盤を有すること。

※直近の貸借対照表又はこれに準ずる書類において債務超過となっていないこと。

(6) 開設スケジュールについて、幸田町介護保険事業計画の趣旨に賛同し、円滑なサービス提供を図るため、必要な調整に応じる準備があること。

※幸田町エリアにおいて、今後、展開を検討している保健・福祉サービス事業等があれば、併せて提案してください。

5 事業者選定等の手続について

(1) 要項配布及び公表について

要項及び必要書類の配布は福祉課ホームページにて行います。福祉課ホームページにアクセスして必要な書式等をダウンロードしてください。

また、質疑応答や応募状況、選定結果の公表等はホームページ上で行いますので、随時確認してください。

(2) 本募集要項等に関する質疑応答

応募事業者等の電話による個別のお問合せには回答しません。

本募集要項等に関して質問がある場合は、9月22日(金)午後5時までに、別紙1「介護老人保健施設整備予定事業者募集に係る質問書」により、FAX又は電子メールで福祉課に提出してください。

質問書にて御提出いただいた内容については、質問と回答内容を当課のホームページの掲載により適宜回答します。

福祉課ホームページアドレス

【www.town.kota.lg.jp/soshiki/10/】

審査基準及び審査内容、介護保険法に基づく指定基準等、法令による確認ができる事項又は他の応募者に関する情報等についての質問には、お答えできません。

なお、事業者の選定に当たっては、以下の内容を重点に評価することとしています。

○法人の財務内容、施設運営の健全性（数値的根拠）

- ・他施設におけるコロナ前から現在までの収支推移
- ・他施設での職員の定着状況
- ・介護老人保健施設100床を建設・運営の計画

○地域とのつながり（実績・提案）

- ・他施設でどんな事業展開状況
- ・町のニーズ（地域に開放された施設運営等）を踏まえた提案内容
- ・災害時における地域住民の受入（指定福祉避難所の位置付け）

(3) 事前申出書の提出

応募を予定している事業者は、10月6日(金)午後5時までに、別紙2「介護老人保健施設整備予定事業者募集に係る事前申出書」を、FAX又は電子メールで福祉課に提出してください。

なお、この事前申出書の提出は、町が応募を予定している事業者の状況等を把握するために求めるものであり、提出後、町から問い合わせをする場合があります。

(4) 受付期間

応募事業者は必要書類を添えて、以下のとおり提出してください。

ア 受付期日及び受付時間

〔期日〕 令和5年11月13日（月）から令和5年12月8日（金）まで

〔時間〕 午前9時から午後4時まで ※土日祝日は除きます。

イ 受付場所

幸田町健康福祉部福祉課（幸田町役場1階）

幸田町大字菱池字元林1番地1

なお、応募書類の提出に当たっては、事前に提出日時を電話で予約してください。

（郵送による受付は行いません。）

ウ 提出部数 10部（正本1部・副本9部）

提出書類は、原則として、A4（縦位置・横書き）に統一し、A4フラットファイル等に縛り書類番号のインデックスを付けてください。

エ その他

提出前に別紙3「応募書類及び添付資料一覧表」を御確認ください。

受付期日及び受付時間は厳守してください。

なお、提出された書類の内容は、応募受付期間後は、変更できません。

(5) 選定及び結果通知等について

ア 書類審査及びヒアリング

応募事業者から提出された応募書類の内容について、書類審査を行います。また、応募事業者に対して、「介護老人保健施設事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）」によるヒアリングを実施します。（ヒアリングの実施方法等の詳細については、受付期間終了後、応募事業者に対して別途通知します。）

イ 選定方法

書類審査及びヒアリングに基づき、全応募事業者に順位を付し、第1順位の応募事業者を選定します。

また、第1順位として選定された応募事業者が、やむを得ない事由により辞退又は選定取消となった場合には、繰り上げにより第2順位の応募事業者を選定することとします。

ウ 選定結果通知

選定後は、応募事業者全員に対して、選定結果を通知します。

選定された応募事業者（以下「選定事業者」という。）は、施設整備に向けて町と協議を行うほか、愛知県に対して事前協議書等を提出し、必要な手続を行います。

エ 選定結果の公表について

応募事業者に対する結果通知後、選定事業者については、法人名等をホームページにおいて公表します。

6 応募に当たっての留意事項について

応募に当たっては、以下の点に十分留意してください。

- (1) 本募集は、介護老人保健施設整備に関する町との選定事業者を募集・選定するものです。
- (2) 本募集に応募するために必要な一切の費用は、応募事業者の負担とします。

また、応募事業者による事業計画の中止（町による選定の取消を含む。）、選定されなかったこと等、これらに伴う応募事業者やその他関係者の負担、損失等について、町は一切の責任を負いません。

- (3) 提出された書類の提出期限以降における差替え及び再提出は認めません。また、提出された応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。
- (4) 書類の不備以外で町が必要と認める場合、追加資料の提出を求める場合があります。
- (5) 応募受付後に辞退する場合又は町より選定を取り消された場合は、速やかに辞退届出書（任意様式）を提出してください。
- (6) 本施設整備予定地の隣接地には、同時期に障害者入所支援施設を整備する予定です。一帯の造成工事は町の発注により実施しますが、開発許可申請（建築確認申請を含む。）は、それぞれの施設整備者が主体となり提出していただきます。
- (7) 選定事業者を選定された場合は、地域住民・団体等に対する整備計画の説明等は、町及び障害者入所支援施設事業者とともに実施しますので、必ず出席してください。
- (8) 介護保険法、建築基準法、都市計画法、消防法及び条例等の法令を遵守するとともに、これらを所管する関係機関と十分な協議を行ってください。
- (9) 介護保険施設の指定に係る人員、設備及び運営基準等を満たせず事業実施が見込めない場合や、応募内容と実際の実施計画が著しく変更された場合には、選定を取り消す場合があります。
- (10) 応募が無かった場合及び選定の結果、選定基準等に満たないなどの理由により、事前協議者が決定しなかった場合並びに選定事業者（下位順位者を繰り上げて選定事業者になった場合を含む。）がやむを得ない事情などから、事業の実施を中止しようとした場合等には、再募集を行います。
- (11) 他の応募事業者の応募に関する情報について、応募事業者等からの個別の問い合わせには一切答えません。
- (12) 応募書類の内容に虚偽による記載又は事実と相違する記載があることが判明した場合、失格又は選定を取り消すことがあります。
- (13) 選定事業者として選定された後の事業計画内容等の変更については、原則認めません。ただし、町がやむを得ないと認めた場合は可能とします。

7 応募書類及び添付書類

(1) 応募書類様式

- ア 様式1 申出書
- イ 様式2 応募に係る誓約書
- ウ 様式3 開設提案書
- エ 様式4 法人代表者及び施設長の経歴書
- オ 様式5 職員の配置計画
- カ 様式6 法人運営事業一覧

(2) 添付書類

- ア 法人の定款（写し）
ただし、新規に法人を設立する場合は定款又は寄付行為（案）
- イ 法人の理事、監事、評議員一覧表（任意様式）
（氏名、年齢、住所、職業・略歴、親族等の特殊関係、役員の資格等、法人内の担当業務を記載したもの）

ただし、新規に法人を設立する場合は予定者一覧

ウ 資金計画の概要が分かるもの

(ア) 施設等整備費内訳、運転資金内訳及び財源内訳を記載したもの（任意様式）
（要望書記載事項と整合性がとれているものであること。）

(イ) 資金の贈与を受ける場合は確約書（写し）

(ロ) 自己資金・贈与金等の残高証明（写し）

令和4年及び令和5年3月31日現在のもの又は当該期日を含む預金通帳の写し

(ハ) 贈与者が株式会社等の法人の場合には、当該法人の過去2か年の決算書及び勘定科目内訳明細書（写し）

(ニ) 既存法人の場合は、過去2か年の決算書（写し）

エ 建物の概要が分かるもの

建物配置図、各階平面図（A3サイズとし、A4に折りたたむこと）

オ 過去3年分の監査（実地指導）結果（写し）

カ 既存施設職員の継続雇用年数が分かるもの

8 その他

(1) 応募提出書類の留意点について

ア 応募提出書類は、正本1部、副本9部を作成し、提出してください。

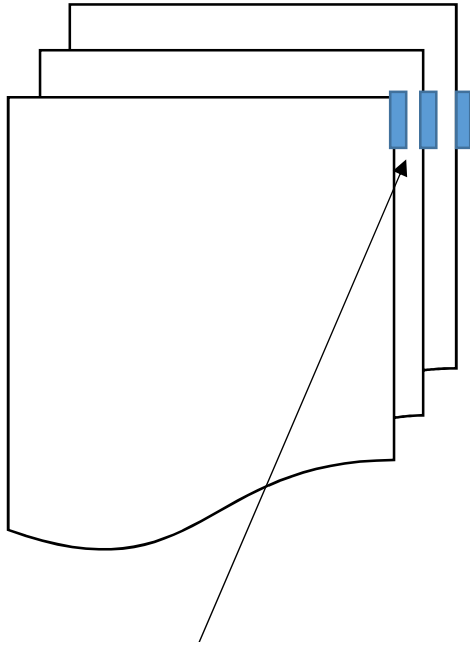
イ 応募提出書類は、A4フラットファイルに左綴じで綴り、様式1～6、添付書類について、「応募書類及び添付書類一覧表」の「書類番号」に対応したインデックスを付けて提出してください。

なお、フラットファイルの表紙に、令和5年度介護老人保健施設整備要望書、正本又は副本の区別、応募事業者名の見出しを付け、背表紙には令和5年度介護老人保健施設整備要望書、応募事業者名の見出しを付けてください。

また、副本については正本の写しで差支えありませんが、カラー刷りのものはカラーの写しを副本に添付してください。

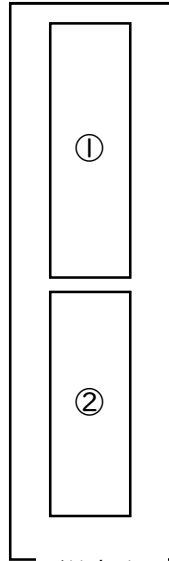
※次ページ参照

インデックス



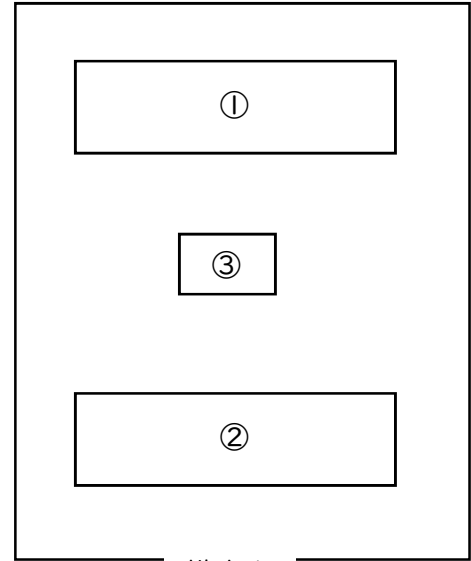
書類に応じた
インデックスを付けること

背表紙



縦書き

表紙



横書き

- ① 令和〇～〇年介護老人保健施設整備要望
- ② 応募事業者名
- ③ 正本か副本の区分（表紙のみ）

(2) 添付書類についての留意点

写しを提出するものは、全て代表者名による原本証明をすること。

※原本証明の例

この写しは、原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

〇〇法人 〇〇会 理事長 〇〇 〇〇 印

9 募集に係るスケジュール

	日時	
1	9月 1日 (金)	要項配布
2	9月 4日 (月) ~ 9月 22日 (金)	事前質問受付期間
3	10月 6日 (金)	申出書提出期限
4	11月 13日 (月) ~ 12月 8日 (金)	募集受付期間
5	12月中旬	ヒアリング
6	12月下旬	選定結果通知 (予定)

10 お問い合わせ先

幸田町 健康福祉部 福祉課 包括ケアグループ

電話：0564-62-1111 内線 155

FAX：0564-56-6218

メールアドレス：fukushikaigo@town.kota.lg.jp

ホームページアドレス：www.town.kota.lg.jp/soshiki/10/

(宛先) 幸田町健康福祉部福祉課
 F A X : 0564-56-6218
 メール : fukushikaigo@town.kota.lg.jp

介護老人保健施設整備予定事業者募集に係る質問書

以下のとおり質問を提出します。

法人名		
所在地		
質問者氏名		
連絡先	T E L	
	F A X	
	メールアドレス	
質問内容		

介護老人保健施設整備予定事業者募集に係る事前申出書

令和 年 月 日

(宛先) 幸田町長

所在地

法人名

申出者 代表者職・氏名

担当者名

担当者連絡先

幸田町の介護老人保健施設整備予定事業者募集について、具体的な事業計画を有していることから、関係書類を添えて応募をする予定であることを申し出ます。

応募書類及び添付書類一覧表

※「提出要否欄」について、「○：必ず提出すること」、「△：該当する場合に提出すること」

書類 番号	提出書類	提出に当たっての注意事項	提出 要否	確認
1	申出書〔様式1〕		○	
2	応募に係る誓約書〔様式2〕		○	
3	開設提案書〔様式3〕		○	
4	法人代表者及び施設長の経歴書〔様式4〕	施設長が未定の場合は、その旨を記載した文書を添付すること（任意様式）	○	
5	職員の配置計画〔様式5〕		○	
6	法人運営事業一覧〔様式6〕	既存法人のみ	△	
7	法人の定款（写し）	新規に法人を設立する場合は、定款案	○	
8	履歴事項全部証明書（写し）	既存法人のみ	△	
9	設立代表者の印鑑登録証明書（写し）	新規に法人を設立する場合のみ	△	
10	理事、監事、評議員一覧表	任意様式（氏名、年齢、住所、職業・略歴、親族等の特殊関係、役員資格等、法人内の担当業務を記載したもの） ※新規に法人を設立する場合は、予定者一覧。なお、予定者については、当該予定者が同意・了解をしているかについて追加資料を求める場合があります。	○	
11	施設等整備費、運転資金の概算並びにその財源内訳を記載したもの	任意様式 要望書記載事項と齟齬が無いようにすること	○	
12	資金の贈与を受ける場合は確約書（写し）		△	
13	自己資金・贈与金の預金残高証明書（写し）、又は、当該期日を含む預金通帳の写し	・複数の預金口座がある場合には、一覧表（任意様式）を作成すること。 ・預金残高証明書は、令和4年3月31日現在、令和5年3月31日現在のもの、預金通帳の写しについては、上記期日を含むもの ・新規に設立する場合には、法人代表者のもの	○	
14	贈与者の過去2か年分の決算書及び勘定科目内訳明細書（写し）	贈与を受ける場合、かつ贈与者が法人の場合のみ	△	

15	過去2か年分の決算書(写し)	既存法人のみ	△	
16	協力医療機関と締結した協定書(写し)、又は、締結を予定している協定書案	協定書(写し)、又は、協定書案がない場合は不要	△	
17	建物配置図、各階平面図	A3サイズでA4サイズに折りたたむこと	○	
18	過去3年間の監査結果(写し)	<ul style="list-style-type: none"> ・既存法人のみ ・令和2年度から令和4年度中に受けた 実地指導・指導監査結果(写し) ※監査結果が複数ある場合には、文書通知日、 監査実施日、改善事項の有無、改善事項の結果を記載した一覧(任意様式)を作成し、 一覧の作成順に監査結果(写し)を添付すること。 ・実地指導・指導監査を受けていない場合は不要 	△	
19	施設職員の雇用状況	<p>既存法人のみ</p> <p>現に雇用している職員の勤続年数が分かるもの</p>	△	